

役員選任に関する定款および細則の一部改正の提案

日本気象学会理事会

日本気象学会の役員は、学会の事業を継承し、且つ発展させるために、学会運営が健全でしかも機能的であるよう、その仕組みについて常に配慮し改善する責務がある。そういう仕組みの中で大きな比重を占めているのは、学会運営を担う理事体制である。理事体制において、理事個人の熱意と責任感は必須としても、理事の数の安定もまた重要な要素である。

これまで日本気象学会は、民主的運営をはかるため、学会役員を選任は全て会員による選挙で行なわれている。この理念は、今後も遵守すべきと考える。しかしながら、民主的運営の実現の方法を選挙という形だけに限定し過ぎると、現行において生じているように、役員として立候補していただける会員の数に限界がみられる状況において、選挙の維持そのものと同時に運営体制の維持への対応が極めて難しい。これを少しでも改善し、学会運営の円滑をはかるために、選挙の他に推薦という方法を理事選任の一部として取り入れることを提案したい。ただし、その推薦は、選挙の当選者の合議によって行なわれ、それを総会に諮って会員の同意を得ることを条件とする。

また、役員の変動やその他の事情で役員に欠員が生じた場合には、これまでそれを補充することが実質上難しく、理事会の機能が危うくなりかけたことが屢々であった。現行では、この問題に対してほとんど対応できないのが実状である。これを改善することも急務

になっているが、前述のような推薦による役員への補充も効果的な方法であると考えている。

選挙による当選者は、役員候補として会員に選ばれた者と位置付けられ、また、次期理事会の運営の円滑のために必要ならば会員の中から適任者を役員候補として推薦する。そして、当選者と被推薦者は、総会において、役員に就任するための承認を受ける。この様な形で、会員の意志を役員選任に反映させる。

その他、理事定数の地区配分についても見直し、今後の学会運営をなるべく全国規模で行えるよう、地域にこだわらない全国区という新しい区分をもうける。しかし、地域を全く無視するのは問題があるので、従来の地区の概念を残し、その地区の活動が学会全体の活動と有機的に結びつけられるようにする。この場合でも、理事は全国規模の活動と運営に当たるのが基本的性格であり、そして、地域独自の学会活動や運営はその地区の支部が主体的に当たるのが相応しい。このような考えから、各地区からの理事選出枠は沖縄地区を例外として、一定とする。

なお、本改正については、文部省担当官の理解を得て進めている。

以上のような趣旨に基づき、役員を選任を、次に、図式でその概念を示すような方法に改めると共に、関連する定款および細則の一部を改正したい。

役員選任の方法の概念図

